

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌
日とする)

目次

- ◇規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
身体障害者福祉法による医師の指定の取消し
結核予防法による指定医療機関の辞退
結核予防法による医療機関の指定
土地改良事業に係る換地計画の適否の決定
地方職員共済組合の定款の一部変更並びに昭和四十七年度変更事業計画及び予算の要旨
- ◇雑 報

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十三号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 融資機関が、畜産業を営む者で当該畜産業の経営に伴つて公害を発生させ、又は発生させるおそれがあるものに対し、別表の農業近代化資金の種類欄の第一号又は第二号に掲げる資金のうち当該公害を防止するために必要な資金を貸し付ける場合において、関係市町村が当該融資機関に対し当該融資に係る農業近代化資金の利子補給金を年一パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、第一項の規定にかかわらず、年四・五パーセントとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百二十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
外科	安梅正威	東伯郡関金町大字大鳥居二一六
内科	江口茂雄	倉吉市下田中三四三 鳥取県立厚生病院
内科、小児科	安達孝禮	東伯郡東郷町大字中興寺三五八の一
内科	吉田道孝	東伯郡泊村大字泊七五〇
内科	土井学	東伯郡東郷町大字松崎六七六の四
内科	音田誠介	東伯郡羽合町大字田後
内科	今井修三	東伯郡北條町大字弓原四〇六 北條町診療所
内科	津村篤誠	岩美郡岩美町大字浦富六五二 岩美町国民健康保険岩美病院
耳鼻いんこう科	小田 吟	鳥取市西町三丁目一〇五

鳥取県告示第四百二十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第一条第二項の規定に基づき、次のとおり身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定を取り消したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
整形外科	西尾篤人	米子市西町 鳥取大学医学部附属病院
外科	清水泰治	岩美郡国府町奥谷 国立療養所 鳥取病院
整形外科	河野一郎	米子市皆生 山陰労災病院
外科	北嶋 伸	鳥取市吉方三丁目 鳥取県立中央病院
整形外科	宮本恭介	米子市皆生 山陰労災病院
外科	藤野道友	東伯郡三朝町山田 国立三朝温泉病院
整形外科	内田利高	気高郡鹿野町今市 鳥取勤労者医療生活協同組合 鹿野温泉病院
外科	福地利門	岩美郡岩美町浦富 岩美町国民健康保険 岩美病院
内科	浅越嘉威	米子市西町 鳥取大学医学部附属病院
内科	岩田毅志	岩美郡岩美町浦富 岩美町国民健康保険 岩美病院
眼科	福永喜代治	米子市西町 鳥取大学医学部附属病院
眼科	渡辺 猛	〃
耳鼻いんこう科	三藤 哲史	〃

鳥取県告示第四百二十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に

に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十七年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十七年五月二十三日	石 田 医 院	気高郡青谷町大字青谷三、九三六

鳥取県告示第四百二十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十七年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十七年五月二十四日	石 田 医 院	気高郡青谷町大字青谷三、九三六

鳥取県告示第四百二十四号

昭和四十六年三月三十一日付けで東伯町長から申請のあつた東伯郡東伯町倉坂地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用す

る同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十七年六月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
東伯町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定により地方職員共済組法定款の一部変更並びに地方職員共済組法定款第34条の規定により昭和47年度変更事業計画及び予算の要旨を公告する。

昭和47年6月16日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

第1 地方職員共済組合定款の一部変更

地方職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

別表中「鹿児島県支部 鹿児島市」を「鹿児島県支部 鹿児島市」に改める。

附 則

この変更は、昭和47年5月15日から施行する。

第2 昭和47年度変更事業計画及び予算の要旨

1 変更事業計画

(1) 各経理共通事項

ア 組合に属する地方公共団体の数

区 分	当 初	増	変 更 後
都 道 府 県	46	1	47
一 部 事 務 組 合	16	—	16
地 方 開 発 事 業 団	5	—	5
計	67	1	68

イ 組合員数等

沖繩県支部設置に伴い組合員6,118名が増員となる。

区 分	組 合 員 数	給料(俸給)月額		被 扶 養 者 数
		千円	円	
当 初	348,369人	28,394,232		581,008人
計 画	—	81,506	円	1.67人
変 更	総 額	354,487	千円 28,856,735	596,513人
計 画	組合員1人当	—	円 81,404	1.68人

(2) 各経理単位における変更の要旨

ア 各経理共通事項

(ア) 沖繩県支部設置に伴い、沖繩県支部組合員6,118名の掛金、負担金を計上した。

(イ) 職員給与については、沖繩県支部の組合職員33名分を計上した。

(ウ) 沖繩県支部設置に伴い、その他収入及び支出について計算を改めた。

イ 短期経理

給付金等について、沖繩県支部の実情を勘案して計上した。

ウ 長期経理

(ア) 沖繩県支部設置に伴い、沖繩の旧公務員等共済組合からの資産の承継1,611,979千円を含め、責任準備金の計算を改めた。

(イ) 給付金について、沖繩県支部の実情を勘案して計上した。

エ 業務経理

沖繩県支部に伴わない必要な経費を計上した。

ナ 保健経理

沖縄県支部設置に伴ない、当該支部の保健事業として人間ドック受診助成、宿泊所利用助成、保健用具の配布、クラブ助成のほか、医薬品配布及び球技大会助成を行なう。

また、復帰を記念し、沖縄県支部組合員に対し、記念品を配布する。

カ 宿泊経理

(ア) 沖縄県支部に宿泊施設「ゆうな荘」を設置し、当初、本部支部宿泊経理に計上していた「ゆうな荘」の賃貸料にかかる未収金は減額するとともに承継差益を計上した。

(イ) 宿泊事業の運営のため支部職員28名を置くほか、所要の運営費を計上した。

キ 貸付経理

承継される組合員貸付金及び沖縄県支部への長期貸付金の追加配賦等により計算を改めた。

2 変更予算

各経理の収支見込は別表のとおりである。

昭和47年度各経理単位別收支見込

(単位 万円)

区 分	短期			長期			業 務		
	当初予算額	変更予算額	差 引	当初予算額	変更予算額	差 引	当初予算額	変更予算額	差 引
(収 入)									
掛金、負担金	2,331,086	2,362,823	31,737	4,773,590	4,841,940	68,350	28,425	28,807	382
施設収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他経理より繰入金	—	—	—	—	—	—	15,516	15,681	165
利息及びその他収入	28,694	26,668	△2,026	1,345,405	1,355,200	9,795	2,271	1,475	796
承 継 差 益	—	2,486	2,486	—	—	—	—	884	884
前年度繰越支払準備金	323,593	323,593	—	14,060	14,060	—	—	—	—
前年度繰越責任準備金	—	—	—	20,994,415	21,155,613	161,198	—	—	—
計	2,683,373	2,715,570	32,197	27,127,470	27,366,813	239,343	46,212	46,847	635
(支 出)									
給与	2,394,213	2,416,551	22,338	1,740,397	1,957,814	17,417	—	—	—
役員	—	—	—	—	—	—	27,081	27,217	136
飲食	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 品 仕 入	—	—	—	—	—	—	—	—	—
支 払 利 息	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他の経理へ繰入金	—	—	—	9,475	9,639	164	—	—	—
その他の支出	8	9	1	—	—	—	19,762	20,291	329
次年度繰越支払準備金	399,036	404,214	5,178	15,594	16,078	484	—	—	—
次年度繰越責任準備金	—	—	—	25,162,004	25,383,282	221,278	—	—	—

計	2,798,257	2,820,774	27,517	27,127,470	27,366,813	239,343	47,043	47,508	465
差引当期利益金	△109,884	△105,204	4,680	—	—	—	△831	△661	170
年度末支払準備金	399,036	404,214	5,178	15,594	16,078	484	—	—	—
年度末責任準備金	—	—	—	25,162,004	25,383,282	221,278	—	—	—
年度末積立金	111,272	115,952	4,680	—	—	—	9,176	9,176	—
年度末剰余金	—	—	—	—	—	—	2,368	2,638	170

区 分	保 健 経 理			宿 泊 経 理			貸 付 経 理		
	当初予算額	変更予算額	差 引	当初予算額	変更予算額	差 引	当初予算額	変更予算額	差 引
(収 入)									
掛金、負担金	115,468	117,041	1,573	—	—	—	—	—	—
施設収入	5,349	5,349	—	449,831	455,970	6,139	—	—	—
他経理より繰入金	—	—	—	27,111	26,111	△1,000	—	—	—
利息及びその他収入	9,733	8,256	△1,477	45,066	25,420	△19,646	725,589	731,663	6,074
承 継 差 益	—	1,678	1,678	—	20,352	20,352	—	1,418	1,418
前年度繰越支払準備金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前年度繰越責任準備金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	130,550	132,324	1,774	522,008	527,853	5,845	725,589	733,081	7,492
(支 出)									
給付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給職料	3,768	3,880	112	149,730	151,756	2,026	10,281	10,476	195
役食費	—	—	—	144,480	146,048	1,568	—	—	—

商品仕入	—	—	—	—	11,306	11,306	—	—	—	—	—	—
支払利息	—	—	—	—	37,829	37,829	—	—	—	—	—	—
他の経理へ繰入	33,401	32,401	△1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の支出	82,150	84,064	1,914	—	158,249	159,984	—	—	—	—	—	—
次年度繰越支払準備金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
次年度繰越責任準備金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	119,319	120,345	1,026	748	501,594	506,923	5,329	725,589	733,081	7,492	—	—
差引当期利益金	11,231	11,979	748	748	20,414	20,930	516	—	—	—	—	—
年度末支払準備金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年度末責任準備金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年度末積立金	41,381	41,381	—	—	185,571	184,275	△1,296	—	—	—	—	—
年度末剰余金	70,839	71,587	748	748	—	—	—	—	—	—	—	—

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。】